

自動販売機設置に係る仕様書

(売上手数料入札方式)

1 入札物件

(1) 自動販売機の設置と商品の販売

対象となる自動販売機は、次のとおり。

① 日峯大神子広域公園

1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機、9号機、10号機、11号機

② 新町川公園

1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機

(2) 分割名、設置場所、台数、設置面積、設置料及び販売品目

① 日峯大神子広域公園

第1分割

(1号機、6号機、8号機、10号機) 計4台

物件番号 (図示)	設 置 場 所			台数
1号機 ①	徳島市大原町荒神谷1-7-1 こども広場(展望広場)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	そ の 他			
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

物件番号 (図示)	設 置 場 所			台数
6号機 ⑥	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(運営棟前)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
8号機 ⑧	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(Cコート西側自由広場)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
10号機 ⑩	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(第3駐車場)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)

第2分割

(2号機、3号機、5号機、9号機)計4台

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
2号機 ②	徳島市大原町荒神谷1-7-1 こども広場(展望広場)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
3号機 ③	徳島市大原町荒神谷1-7-1 こども広場(管理室前)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
5号機 ⑤	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(管理棟横)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)
	そ の 他		
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。		

物件番号 (図示)	設 置 場 所		台数
9号機 ⑨	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(Cコート西側自由広場)		1台
	設置面積	設置料	販売品目
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)

第3分割

(4号機、7号機、11号機)計3台

物件番号 (図示)	設置場所			台数
4号機 ④	徳島市大原町荒神谷1-7-1 こども広場(管理室前)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	その他			
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

物件番号 (図示)	設置場所			台数
7号機 ⑦	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(運営棟前)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

物件番号 (図示)	設置場所			台数
11号機 ⑪	徳島市大原町大神子7-1 テニスセンター(第3駐車場)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

② 新町川公園

第1分割

(1号機、3号機)計2台

物件番号 (図示)	設置場所			台数
1号機 ①	徳島市藍場町1丁目 新町川公園 (イベント広場東)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額 (1㎡当り) 13,205円	飲料 (缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

物件番号 (図示)	設置場所			台数
3号機 ③	徳島市藍場町1丁目 新町川公園 (イベント広場西)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額 (1㎡当り) 13,205円	飲料 (缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	その他			
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

第2分割

(2号機、4号機)計2台

物件番号 (図示)	設置場所			台数
2号機 ②	徳島市藍場町1丁目 新町川公園(イベント広場東)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	その他 大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

物件番号 (図示)	設置場所			台数
4号機 ④	徳島市藍場町1丁目 新町川公園(イベント広場西)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

第3分割

(5号機、7号機) 計2台

物件番号 (図示)	設置場所			台数
5号機 ⑤	徳島市藍場町2丁目 新町川公園(御成婚広場)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

物件番号 (図示)	設置場所			台数
7号機 ⑦	徳島市南出来島町1丁目 新町川公園(あわぎんホール西)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	その他			
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

第4分割

(6号機、8号機)計2台

物件番号 (図示)	設置場所			台数
6号機 ⑥	徳島市藍場町2丁目 新町川公園(御成婚広場)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	
	その他			
	大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した 場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる 機能を備えていること。 停電時においても使用可能であること。 災害対応型であることを表示していること。			

物件番号 (図示)	設置場所			台数
8号機 ⑧	徳島市南出来島町1丁目 新町川公園(あわぎんホール西)			1台
	設置面積	設置料	販売品目	
	本体 W140cm×D90cm×H200cm 回収ボックス W50cm×W50cm	年額(1㎡当り) 13,205円	飲料(缶・ペットボトル・ 瓶による販売に限る。)	

※1 設置料については、設置する自動販売機及び回収ボックスの面積に基づいて算出します。
回収ボックスは、公園管理者と協議のうえ設置すること。

※2 「設置料」には、消費税及び地方消費税を含まない。また、「年額」とは、4月1日から
3月31日までの1年間の設置料をいう。

※3 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に
支障がある場合も考えられるため、必ず入札前に設置場所の確認をしておくこと。

2 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(更新はできない)。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 大きさ及び電力

① それぞれの自動販売機の大きさは、「設置面積」以内とする。

- ② 電力は1,500ワット以下、電流は15アンペア以下に限る。
- (2) 災害対応
- ① 大規模災害発生時において、(公財)徳島県建設技術センターが必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により無料で提供できる機能を備えていること。
- ② ①の場合、停電時においても使用可能であること。
- ③ 災害対応型であることを表示していること。
- (日峯大神子広域公園1号機、4号機、5号機、新町川公園2号機、3号機、6号機、7号機は災害対応型機種指定とするが、その他の号機については、災害対応型機種を設置する場合は表示すること。)**
- (3) 環境対策
- ① 消費電力の低減に資するための最新技術等を導入した機種とする。
- ② HC(炭化水素)、又は、CO₂(二酸化炭素)、もしくは、HFO(1234yf)を冷媒として採用している機種とする。
- (4) 安全対策等
- ① 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準(2008年4月日本自動販売システム機械工業会、全国清涼飲料連合会、日本自動販売協会、日本自動販売機保安整備協会)」を遵守した措置を講じるものとする。
- ② 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。
- また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。
- (5) 使用済み容器の回収
- ① 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置する。
- ② 回収ボックスの規格
- ・プラスチック製又は金属製とする。
 - ・容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しないよう、十分な収容容積のものとする。
- ③ 使用済み容器については、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など関係法令に基づいて適切に処理する。
- (6) 自動販売機の設置及び管理運営
- ① 設置事業者において、商品の補充及び消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。
- ② 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- 4 販売商品の種類等
- (1) 全機種
- (日峯大神子広域公園1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機、9号機、10号機、11号機、新町川公園1号機、2号機、3号機、4号機、5号機、6号機、7号機、8号機)**
- ① 酒類を除く飲料とする。また、缶・ペットボトル・瓶による販売に限る。
- ② 標準販売価格以下とする。
- ③ 利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、水、お茶、コーヒー、紅茶、炭酸飲料、スポーツドリンク等極力バラエティーに富んだ品揃えとする。
- 5 設置料
- (1) 「**設置料**」は、自動販売機等の設置面積に設置料(年額「1㎡当り13,205円」)を乗じた金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。

(2) 設置料は、(公財) 徳島県建設技術センターが発行する請求書により、年度毎に (公財) 徳島県建設技術センターの指定する期日までに全額納入すること。

6 売上手数料

(1) 「**売上手数料**」は、売上金額 (消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上実績の108分の100に相当する額) に、「**売上手数料率**」(落札に係るもの) を乗じた額の100分の108に相当する金額とする。1円に満たない額は切り捨てるものとする。ただし、消費税法及び地方税法の改正により消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) の税率が変動した場合の消費税等の額は、変動後の税率によって得られた額とする。

(2) 「**売上手数料**」は、(公財) 徳島県建設技術センターが発行する請求書により、四半期毎に (公財) 徳島県建設技術センターの指定する期日までに全額納入すること。

7 費用負担

(1) 設置及び撤去等

自動販売機、回収ボックスの設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。工事を必要とする場合には、(公財) 徳島県建設技術センターの指示に従うものとする。

(2) 電気料

① (公財) 徳島県建設技術センターが設置したメーターにより計測した電気使用量により、(公財) 徳島県建設技術センターが計算した額を設置事業者が負担する。

② (公財) 徳島県建設技術センターが発行する請求書により、四半期毎又は撤去時に指定した期日までに全額納入すること。

8 設置場所の返還

契約の解除等により自動販売機等を撤去する場合は、原状に回復して (公財) 徳島県建設技術センターの確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

(公財) 徳島県建設技術センターの責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) (公財) 徳島県建設技術センターの責に帰することが明らかな場合を除き、(公財) 徳島県建設技術センターはその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 参考データ

(1) 日峯大神子広域公園、新町川公園における、令和5年度、令和6年度、及び令和7年度 (4月から12月) の売上金額及び電気料は、「参考資料」のとおり。